

企画競争実施の公示

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

平成30年9月14日

阪神高速道路株式会社

代表取締役社長 幸 和範

1 業務概要

(1) 業務名

C S Rマネジメント推進支援業務（2018年度）

(2) 業務内容

本業務は、阪神高速グループのC S R経営のより一層の推進を目指して、グループのC S Rの取り組みの報告書である「阪神高速グループC S Rレポート 2019」（以下「レポート」という。）を作成するとともに、レポートの作成をその中心においたP D C Aサイクルを確立することなどによって、グループにおけるC S Rマネジメントの構築・強化を図ることを目的とする。

(3) 履行期限 平成31年7月31日

2 企画競争参加資格

(1) 阪神高速道路株式会社契約規則第6条各号に掲げる者に該当しないこと。

(2) 企画提案書の提出時に、次の①から④までの資料を提出した者であること。

① 商業・法人登記事項証明書の写し

② 営業経歴書

③ 財務諸表類

④ 納税証明書の写し

(3) 当社から競争参加停止措置を受けている期間中でないこと。

(4) 企画提案書の提出期限の日から企画提案書の特定通知の日までの期間に阪神高速道路株式会社暴力団等排除措置規則に基づく入札等除外措置を受けておらず、かつ、同規則別表に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。

(5) 企画提案者の提出者に対する要件は、以下のとおりとする。

①企業の業務実績

企画提案書の提出者は、業務実績として、平成24年4月以後企画提案書提出期限の日までに完了したC S Rに関する報告書等企画制作に係る業務の受注実績があることを証明した者であること。

業務実績があることの証明に当たっては、次の書類を提出すること。

・業務実績書（様式－2）

・契約書等の写し（契約書、検収に関する書類、契約相手方代表者による証明書

等の写しとし、当該業務と同等の業務実績が確認できる部分を含めて提出すること。業務実績の証明に不要な部分については墨塗りして差し支えない。）

②企業の拠点

当社との打合せが対面で密にできるよう、大阪府、兵庫県、京都府のいずれかに本店、支店等があること。

③配置予定者の資格等

配置予定者に対する要件は以下のとおりとする。

- ・責任者及び担当者はC S Rコンサルティング業務の従事経験を有していること。
- ・責任者及び担当者は上記②の当該拠点に配属されていること。

3 手続等

(1) 担当部署

阪神高速道路株式会社 経理部契約課 本多

(住 所) 〒541-0056 大阪府中央区久太郎町4-1-3

(電 話) 06-6252-8121 (代) (内線 3497)

(FAX) 06-6251-6930

受付時間：午前10時から12時まで、午後1時から4時まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する休日（以下「休日」という。）を除く）

(2) 説明書の交付期間及び方法

- ① 交付期間：本公示の日から平成30年10月17日午後4時まで
- ② 交付方法：下記サイトより参加希望者に無償で交付する。やむを得ない事由により、下記サイトからの受領ができない場合は、CD-R 等により交付するので、事前に上記（1）の担当部署へその旨申し出ること。
 - ・阪神高速道路株式会社ホームページ（購入等の入札公告）
<https://www.hanshin-exp.co.jp/company/nyusatsu/koukoku/buppin/>
- ③ 交付図書のダウンロード手順：②のサイトにて、当該購入等の交付図書のダウンロード手続へ進み、交付図書ダウンロード登録フォームに会社名等の連絡先を登録する。登録した連絡先に交付図書ダウンロードサイトのURL 情報が電子メールで届くので、電子メール記載のダウンロード有効期限までに交付図書をダウンロードする。

(3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

- ① 提出期限：平成30年10月17日 午後4時必着
- ② 提出場所：（1）に同じ
- ③ 提出方法：持参又は郵送等（配達記録の残るものに限る。）すること。持参する場合の受付時間は説明書の交付開始日から企画提案書の提出期限までの毎日（休日を除く）、午前10時から12時まで、午後1時から4時まで

4 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3 (1) に同じ。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書は、提出者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 企画提案書は返却しない。
- (6) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、記載を行った提出者に対して競争参加停止措置を行うことがある。
- (7) 企画提案書が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、当社関係規程に基づく契約手続の完了までは、当社との契約関係を生じるものではない。
- (8) 企画競争の実施の結果、企画提案内容が当社の求める水準に達しないときは、企画提案書を特定しないことがある。
- (9) その他の詳細は説明書による。

○阪神高速道路株式会社契約規則

(競争参加不適格者)

第6条 契約責任者は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させないもの
とすることができる。

一 制限行為能力者（契約の締結及び履行のために法定代理人、保佐人又は補助人
の同意を得ている者を除く。）

二 破産者で復権を得ない者

三 建設業法その他の法令の規定により許可等を必要とする営業である場合におい
て、その許可等を有しない者

四 次のいずれかに該当すると認められる者のうち、該当する事実があった後3年
を経過しない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者を含む。）

イ 契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、又は材料若しくは物件の品質若
しくは数量に関して不正の行為をした者

ロ 公正な競争の執行を妨げた者、公正な価格を害した者又は不正の利益を得る
ために連合した者

ハ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

ニ 監督又は検査の実施に当たり、社員（会社の使用人をいう。以下同じ。）の
職務の執行を妨げた者

ホ 正当な理由なしに、契約を履行しなかった者

ヘ イからホまでのいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者を、
契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

五 前号の規定に該当する者を入札又は見積りの代理人として使用する者

六 経営状態が著しく不健全であると認められる者

七 競争参加資格に関する審査申請書（添付書類又は資格審査申請用データを含む。）
の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかつ
た者

八 阪神高速道路株式会社暴力団等排除措置規則（平成21年阪神高速規則第3号）
に基づく入札等除外措置を受けている者又は同規則別表に掲げる措置要件のいず
れかに該当する者

九 法令の規定に違反して営業を行った者